

公務員宿舎駒沢住宅（仮称）及び池尻住宅 （仮称）整備事業に関する基本協定書（案）

公務員宿舎駒沢住宅（仮称）及び池尻住宅（仮称）整備事業（以下「本件事業」という。）に関して、国（以下「甲」という。）と グループ（以下「乙」という。）との間で、以下のとおり基本協定を締結する。

第1条（目的）

本基本協定は、本件事業に関し乙が落札者として決定されたことを確認し、乙の設立する本件事業の遂行者（以下「事業予定者」という。）と国との間で締結する基本事項、公務員宿舎の設計、建設、維持管理及び以上に係る資金調達とこれらに付随し、関連する一切の事項に関する契約（以下「事業契約」という。）の締結に向けて、甲及び乙双方の義務について必要な事項を定めるものとする。

第2条（甲及び乙の義務）

- 1 甲及び乙は、甲と事業予定者が締結する事業契約の締結に向けて、それぞれ誠実に対応するものとする。
- 2 乙は、事業契約締結のための協議にあたっては、本件事業の入札手続きにかかる審査委員会及び甲の要望事項を尊重する。

第3条（事業予定者の設立）

- 1 乙は、本基本協定締結後、平成14年 月 日までに、事業予定者を設立し、その商業登記簿謄本を甲に提出する。
- 2 前項の場合、代表企業 及び建設業務を行う予定の乙の構成員は、必ず事業予定者に出資するものとし、乙の構成員が保有する議決権の合計割合は、全体の50%を超えるものとする。

第4条（株式の譲渡）

乙は、その保有する事業予定者の株式を譲渡し、担保権を設定し又はその他の処分を行う場合には、事前に甲の承諾を得なければならない。

第5条（業務の委託、請負）

- 1 乙は、設計に係る業務を に、維持管理に係る業務を にそれぞれ委託するものとし、建設に係る業務を に請け負わせるものとする。
- 2 乙は、本基本協定締結後平成14年 月 日までに、前項に定める設計、建設及び維持管理の各業務を委託する者若しくは請け負わせる者と事業予定者との間

で、かかる各業務に関する業務委託契約若しくは請負契約を締結せしめるものとし、締結後その写しを甲に提出する。

- 3 乙は、第 1 項により事業予定者から委託を受け、もしくは請け負った業務を誠実に行わなければならない。

第 6 条（事業契約）

- 1 甲及び乙は、事業契約を、本基本協定締結後平成 14 年 月 日までに、甲と事業予定者間で締結せしめるものとする。
- 2 甲及び乙は、事業契約締結後も、本件事業の遂行のために協力するものとする。
- 3 乙は、甲と事業予定者との事業契約の締結と同時に、別紙 1 の様式による出資者保証書を作成して甲に提出するものとし、また、乙以外の事業者の株式の保有者から別紙 2 の誓約書を徴求して甲に提出するものとする。

第 7 条（準備行為）

- 1 事業契約締結前であっても、乙は本件事業に関して必要な準備行為を行うことができるものとし、甲は、必要かつ可能な範囲で乙に対して協力するものとする。
- 2 前項の協力の結果は、事業契約締結後、事業予定者が速やかに引き継ぐものとする。

第 8 条（事業協定不調の場合の処理）

事業契約について、事由の如何を問わず事業契約の締結に至らなかった場合は、すでに甲及び乙が本件事業の準備に関して支出した費用は各自の負担とし、相互に債権債務関係の生じないことを確認する。

以上を証するため、本基本協定書を 2 通作成し、甲及び グループを代表して 代表企業が、それぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。

平成 14 年 月 日

発注者

支出負担行為担当官 関東財務局総務部次長

代表取締役

代表取締役

代表取締役

別紙1（第6条関係）

出資者保証書の様式

平成14年 [] 月 [] 日

[] 様

出 資 者 保 証 書

国及び [] (以下「事業者」という。) 間で平成 年 月 日付で締結された [] (以下「本契約」という。) に関して、落札者である [] [] [] (以下「当社ら」と総称します。) は、本日付をもって、国に対して下記の事項を誓約し、かつ、表明及び保証致します。なお、特に明示の無い限り、本出資者保証書において用いられる語句は本契約において定義された意味を有するものとします。

記

- 1 事業者が、平成 年 月 日に、商法上の株式会社として、適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2 事業者の本日時点における発行済株式総数は [] 株であり、うち [] 株を落札者の構成員が保有すること。なお、その内訳は、 [] は [] 株、 [] は [] 株、 [] は [] 株である。落札者の構成員ではない者が保有する事業者の株式は [] 株であり、そのうち [] 株は [] が、 [] 株は [] がそれぞれ保有する。
- 3 事業者が本件事業を遂行するために行う資金調達を実現することを目的として、当社らが保有する事業者の株式を金融機関に対して譲渡し、又は同株式上に担保権を設定する場合、事前にその旨を国に対して書面により通知しその承諾を得た上で行うこと。ま

た、担保権設定契約書及び融資契約書の写しをその締結後速やかに国に対して提出すること。

4 前項に規定する場合を除き、当社は、本契約が終了する時まで事業者の株式を保有するものとし、国の事前の書面による承諾がある場合を除き、譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

5 出資者は、事業者を、本契約で別に定める場合を除き、本契約第 [] 条のかし担保期間の経過後まで解散しないこと。ただし、国が事前に承諾した場合、又は国が承諾した第三者が、事業者が本契約第 [] 条に基づき負うかし担保責任を引き受けた場合については、この限りではない。

以上

[]
[]
代表取締役社長 []

[]
[]
代表取締役社長 []

[]
[]
代表取締役社長 []

別紙2（第6条関係）

誓約書の様式

平成14年 []月 []日

[]様

誓 約 書

[当社 / 私] は、本日現在、[SPC] の株式 [] 株を保有しています。[当社 / 私] は、保有する [SPC] の株式を譲渡する場合には、事前に国に通知し、譲受人から本誓約書と同内容の誓約書を徴求して、国に提出します。

[住所]

[氏名]